主

原判決を破棄する。 本件を横浜地方裁判所に差し戻す。

理 由

本件各控訴の趣意は、東京高等検察庁検事中嶋三雄及び弁護人山之内幸夫提出の 各控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これらを引用する。

検察官の所論は、要するに、本件は必要的弁護事件であるのに、原裁判所は、刑訴法三条、二八九条に違反し、原審第五回公判期日に、弁護人がないまま開廷して審理を行っているから、原審の訴訟手続には、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令違反がある、というのである。

以上によれば、原裁判所は、本件各公訴事実が刑訴法二八九条所定の死刑、無期若しくは長期三年を超える懲役にあたる事件であり、同法三一条により弁護士である弁護人がなければ開廷することができないのに、平成三年七月一六日に弁護士の資格を喪失した茅根三千財を弁護人として、同月一七日に原審第五回公判を開廷して審理を行っているのであるから、同公判期日は、弁護人がないまま開廷され、その審理が行われたことになる。

したがって、原審の第五回公判期日における訴訟手続は、刑訴法三一条、二八九条一項に違反するものであり、かつ、同期日に行われた前記審理の内容にかんがみると、その違反が判決に影響を及ぼすことは明らかというべきであるから、論旨は理由がある。

よって、弁護人の公訴趣意に対する判断をするまでもなく、刑訴法三九七条一項・三七九条により原判決を破棄し、同法四〇〇条本文により本件を原裁判所である横浜地方裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。___

(裁判長裁判官 小林充 裁判官 宮嶋英世 裁判官 中野保昭)